

加茂小学校 PTA 規約（案）

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は、川西市立加茂小学校 PTA と称し、事務所を加茂小学校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭・社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ①児童の保護福祉のために学校と家庭の連絡を密にし、保護者と教職員とが協力する。
- ②学校をより良くするための活動。
- ③会員相互の意識の向上、親睦を図るための活動。
- ④その他、この会の目的達成に必要と認められる活動。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、次の方針により、活動する。

- ①本会は、教育を本旨とする民主的団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩を持つものではない。
- ②学校と PTA は、相互に尊重しあい、学校の管理、運営や人事に干渉しない。

第 4 章 会員及び入退会

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校に在勤する教職員とする。但し、入会は任意とし、次の通りとする。

- ①加茂小学校 PTA の入会に関する書類を総務役員に提出することにより、PTA 入会及び会費引落を学校に委託することに同意したとみなす。
- ②卒業・転出・異動などにより会員資格を失った場合は、自動退会となる。
- ③退会希望の会員は、所定の退会届を提出する。

第 5 章 顧 問

第 6 条 本会の顧問は、校長と歴代会長とする。但し、総務会の推薦を得て、会長が委嘱する場合もある。

第 6 章 総務役員及び委員の任務

第 7 条 本会に次の総務役員と委員をおく。

- ◎総務役員
 - 会長
会を代表し、会務を司る。
 - 副会長
会長を補佐する。
 - 会計
会の会計事務に当たる。
 - 書記
会の庶務、事務に当たる。
総務役員は各活動の計画を立案し、遂行する。

- ◎委 員 ○各部委員(学年部、教養保健部、厚生部、人権推進部)
 部としての委員活動休止
 ○愛護部委員
 活動の計画を立案し、遂行する。
 ○学校委員
 教職員で構成する。

※会員は必要に応じて総務役員及び委員の活動に参加できる。

第 8 条 任期は、次の通りとする。

- ①任期は1ヶ年とする。
- ②再任、重任は妨げない。
- ③欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残り期間とする。

第 9 条 役員及び委員の選出

- ①総務役員・委員は全会員の意思確認書を基に決定する。但し、愛護部は、立候補により各地区から選出する。
- ②役員数及び委員数は毎年立候補者数によって増減するものとする。総会または運営委員会でその数を決定する。
- ③部長は委員の互選により決定する。
- ④学校委員は、学校側に一任する。
- ⑤選出方法は、別に定める選出規定によるものとする。

第 7 章 機関及び任務

第 10 条 本会の機関及び任務は、次の通りである。

<総会>

総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関である。

定期総会は5月に開催し、臨時総会は総務会が必要と認めたとき、又会員の3分の1以上の要求があったときに、会長が召集する。

- ①規約の改正
- ②役員の承認
- ③活動報告及び決算報告の承認
- ④年度計画及び予算の審議
- ⑤その他、本会を推進するに必要な事項の決定

- 2 非常事態等で会員が一同に参集できない場合は、書面議決とする。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる表決書により行う。表決書は反対のある会員だけ提出してもらい、賛成会員の提出は不要とする。

<総務会>

総務役員で構成する。必要に応じ会長が召集する。

○会の運営において必要な計画を審議し、調整する。

<運営委員会>

総務役員及び、参加を希望する委員・会員で構成する。

開催については、その都度審議し決定する。

- ①規定の改正等、必要事項を協議決定する。決議は総会に準ずる。

- ②総会で承認された事項の実施運営を行う。
変更する場合は、運営委員会で審議し決定する。（規約の改正を除く）

＜特別委員会＞

総務会の承認を得て、必要に応じ、特別委員会を設置することができる。

＜選挙管理委員会＞

別に定める選出規定によるものとする。

第 11 条 総会は、委任状を含め構成員の過半数の出席者で成立し、議決は、出席者の過半数とする。
書面議決については、構成員の過半数とする。

第 12 条 本会は、事業を進めるために次の委員会をおく。

＜各部委員会＞

- 学年部、厚生部、人権推進部、教養保健部は活動休止とする。
- 愛護部は児童の安全を図る活動を行う。

第 8 章 会 計

第 13 条 この会の経費は、会費、事業収入をもってこれに当てる。寄付金の受理は、運営委員会の承認を要する。

- ①会費は、一児童・教職員、年額 1,920 円とする。
- ②会費の徴収は、会費引落委託同意書を締結し、学校の諸費入金時に行う。
- ③途中入会者については、入会した翌月より徴収、途中退会者については、会費の返金は行わないものとする。
- ④本会の会計年度は、毎年 4 月 21 日に始まり、翌年 4 月 20 日に終わるものとする。

第 14 条 会計監査委員は、選挙管理委員会で推薦し、決定する。但し、総務役員及び委員を兼任しない。

- ①会計事務を年 2 回監査し、総会において報告する。
- ②任期は、一ヶ年とする。

第 9 章 その他（個人情報の取扱い等）

第 15 条 本会は任意の団体であり、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規定」に定め適正に運用するものとする。

付 則

この規約は平成 9 年 4 月 14 日実施する。
この規約は平成 20 年 5 月 22 日実施する。
この規約は平成 27 年 5 月 21 日実施する。
この規約は平成 29 年 5 月 16 日実施する。
この規約は平成 30 年 5 月 15 日実施する。
この規約は令和元年 5 月 15 日実施する。
この規約は令和 2 年 1 月 30 日実施する。
この規約は令和 3 年 5 月 13 日実施する。